

## 令和4年度 警報発表時の児童生徒の対応等について

東海市教育委員会

### 1 「暴風警報・暴風雪警報」が東海市に発表された場合

#### (1) 登校前

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を実施します。

イ 午前6時30分以降に警報が解除された場合には、当日の授業は中止します。

(午前6時30分を含みます)

※ 上記アの場合でも、道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。

#### (2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア 安全に帰宅できると認められた場合には、速やかに下校させます。

イ 帰宅が困難と認められた場合は、安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機させます。

※ 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後、暴風警報・暴風雪警報発表の可能性が高い場合は授業を中止し、速やかに下校させることがあります。

※ 東海市と表記してありますが、愛知県全域又は愛知県西部・知多全域という表現で発表されることもあります。（以下同じ）

### 2 「特別警報」が東海市に発表された場合

#### (1) 登校前

ア 登校させないでください。

イ 特別警報解除後も安全に登校させようと判断し、学校から連絡があるまでは登校させないでください。

#### (2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア すぐに授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

### 3 「暴風警報・暴風雪警報」「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

注意報や警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、臨時休業や授業を中止することがあります。

#### 4 「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」が東海市に発表された場合（「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」のみの発表では、休校になりません。）

##### (1) 登校前

道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。その後、安全が確認されたら登校させてください。

##### (2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア 今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがあります。

イ 下校が危険だと判断した場合や、今後速やかに回復に向かうと判断した場合は、校内の安全な場所に待機させます。

#### 5 「大津波警報」「津波警報」が伊勢・三河湾区域に発表された場合

(1) 登校前、(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）、(3) 登下校中について、学校ごとに対応が異なります。

#### 6 暴風・暴風雪等における学校給食の取り扱い

(1) 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風警報・暴風雪警報」発表の可能性が高い場合は、2日前及び前日の正午ごろに給食の中止を決定し、児童生徒を通じてその旨を家庭に連絡します。したがって、当日の給食はありませんので、授業を行うことが可能となった時は必要に応じて弁当等を持参させてください。

##### (2) 前記で給食中止の決定をしない場合

ア その後、「暴風警報・暴風雪警報」が発表され、当日の午前6時30分までに解除されない場合は、給食は実施しません。

イ その後、「暴風警報・暴風雪警報」が発表されたものの、当日の午前6時30分までに解除され、平常どおりに授業を行う場合については給食を実施します。

#### 7 その他

警報発表の有無にかかわらず、学校が安全管理上閉鎖になった場合は、放課後児童クラブは実施されません。（小学校）